

地域医療機能推進学会 事務部会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 名称は地域医療機能推進学会事務部会（以下、「本会」とする。）とし、事務局を部会長が所属する独立行政法人地域医療機能推進機構病院（以下、「ＪＣＨＯ病院」という。）に置く。

(目的)

第2条 本会は、「一般社団法人地域医療機能推進学会理事会規則第9条に定める部会運営要綱」（以下、「要綱」という。）に基づき、会員の資質及び技術の向上を図り、もってＪＣＨＯ病院における事務業務の適正化に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 会員の資質向上及び業務の効率化に関する事業。
- 2) 学会セミナーの企画・運営。
- 3) その他本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、要綱第2条に規定する者とする。

第3章 管理運営

(役員)

第5条 本会の管理運営は、要綱第3条並びに第4条に定める本部役員（部会長・副部会長・執行委員）及び地区組織（分科会長・分科会長補佐役）が行う。

第4章 会議

(種別)

第6条 会議は、部会総会と役員会とし、部会長が招集する。

(部会総会)

第7条 部会総会は、要綱第2条に定める者により次の事項を議決する。

- 1) 役員の選任及び解任
- 2) 会則の制定及び改廃
- 3) その他、学会から委託された事項等

(役員会)

第8条 役員会は、次の事項を決議する。

- 1) 部会総会に附議すべき事項
- 2) その他、部会運営に必要な事項等

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第9条 本会則は、部会総会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

- 1 この会則は、平成31年2月1日から施行する。